

# 契約書 (案)

1. 業務名 出力機器等最適配置調査及び出力サービス提供等業務
2. 業務場所 国立研究開発法人建築研究所
3. 履行期間 自 平成30年 月 日  
至 平成34年 3月31日  
(運用期間は、平成30年8月1日から平成34年3月31日まで)
4. 契約金額 別紙のとおり

上記業務について、発注者 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川  
光正 と受注者 とは、おのおの  
の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって請負契約を締結し、信義  
に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印のうえ各自  
1通を保有する。

平成30年 月 日

発注者 住所 茨城県つくば市立原1番地3  
氏名 契約職  
国立研究開発法人建築研究所  
理 事 長 緑 川 光 正

受注者 住所  
氏名

## (総 則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別冊の図面及び仕様書（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 発注者は、その意図する業務を履行させるため、業務に関する指示を受注者又は第6条に定める受注者の業務管理責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務管理責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

## (指示等及び協議の書面主義)

- 第2条** この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

## (権利義務の譲渡)

- 第3条** 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## (委任又は下請負の禁止)

- 第4条** 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
- 3 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面（再委託（変更等）承諾申請書）を発注者に提出し、承諾を得なければならない。
- なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 受注者は、第3項の申請をする際にあわせて、再委託の相手方及び再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数段階の再委託

の相手方の、住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 5 第3項及び前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理及び計算処理等の軽微な業務を再委託しようとするときには適用しない。
- 6 第3項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。
- 7 受注者は、発注者が契約の適正な履行の確保のため、必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

### (監督職員)

**第5条** 発注者は、受注者の業務の履行について、監督を行う監督職員の役職氏名等を受注者に通知するものとする。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

- 一 契約の履行についての受注者又は受注者の業務管理責任者に対する指示、承諾書又は協議
- 二 この契約書及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- 三 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

4 この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

### (業務管理責任者等)

**第6条** 受注者は、業務管理責任者を定め、その氏名その他必要な事項を書面をもって発注者に通知するものとする。業務管理責任者を変更したときも同様とする。

2 業務管理責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、請負代金の変更、履行期間の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務管理責任者に委託せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 発注者は、受注者に対して、受注者が業務を処理するために使用している者(業務管理責任者を除く。以下「担当者」という。)につき、その氏名その他必要な事項の通知を求めることができる。

### (業務計画)

**第7条** 受注者は、仕様書の定めに従い業務計画書を提出し、発注者の承諾を得なければならない。

### (措置請求)

**第8条** 発注者は、業務管理責任者又は第4条第3項の規定により受注者から業務を委任

され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、担当で業務の処理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 4 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により発注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 6 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により受注者に通知しなければならない。

#### (業務内容の変更等)

- 第9条** 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し書面による通知により業務内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、履行期間又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して、書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

#### (第三者に及ぼした損害)

- 第10条** 業務の履行にあたり第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。
- 2 業務の履行に伴い通常避けることができない理由により第三者に損害を生じたときには、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち業務の履行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。
  - 3 第1項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (業務の完了及び検査)

- 第11条** 受注者は、各月の業務が完了したときは、仕様書の定めにより業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、受注者から前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員により検査を行わなければならない。
  - 3 受注者は、第2項の検査において発注者から補正を指示された場合、直ちに指示に従うものとする。補正後の検査については第1項及び第2項の規定を準用する。

### (請負代金の支払い)

**第12条** 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項による適正な請求があったときは、請求を受けた日から60日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 発注者の責めに帰すべき事由により、第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

### (瑕疵担保)

**第13条** 出力機器等の欠陥により発注者の業務に支障を生ずる場合、受注者は直ちに同一以上の機能を有するものと交換しなければならない。

- 2 前項の場合において発注者が被った損害について、受注者は賠償の責を負うものとする。ただし、発注者の責に起因する場合は、この限りではない。
- 3 第1項の規定により交換する場合、一切の費用は受注者の負担によるものとする。

### (発注者の解除権)

**第14条** 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 受注者の責に帰すべき理由により履行期間の初日を経過後、相当の期間を付しても業務を開始する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- 三 第3条または第4条の規定に違反したとき。
- 四 第3条に掲げる場合の他、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 第15条の規定によらないで受注者が契約の解除を申し出たとき。
- 六 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られるとき。

へ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

七 第8条第1項の規定に基づき受注者に求めた改善措置請求について、約定期間内に受注者がその措置を決定しないことにより、発注者の業務執行に不利益が生じる状況が継続しているとき。また、発注者の求める改善措置請求事項が一旦改善された後、受注者の責によりその後、繰り返し改善措置要求を行う必要が生じたとき。

2 発注者は、前項に規定する場合のほか必要があるときは、3ヶ月の予告期間をもって契約を解除することができる。

3 発注者は、契約を解除した場合において、受注者が既に業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査のうえ当該検査に合格した部分に相応する請負代金相当額を受注者に支払わなければならない。

#### **（受注者の解除権）**

**第15条** 受注者は発注者が契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったときは契約を解除することができる。

2 第14条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

#### **（違 約 金）**

**第16条** 第14条第1項の規定により、発注者が契約を解除したときは、受注者は頭書記載の契約金額の10分の1を違約金として、発注者の指定する期限までに納付しなければならない。

2 前条の規定により受注者が契約を解除したときは、発注者は前項に準じて受注者に違約金を支払わなければならない。

3 受注者がこの契約に基づく違約金又は遅延利息を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者はその支払わない額を発注者の指定する期限を経過した日から支払を完了する日まで年5パーセントの割合で計算した額を徴収する。

#### **（談合等不正行為があった場合の違約金等）**

**第17条** 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、当該契約期間中に予定している業務量に契約単価（この契約締結後、契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価）をかけたものと支払額（業務の既済部分について、その部分につき契約の目的が達成されたと認められるときは、既済部分に相当する請負代金額を含む）のいずれか大きい額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約期間満了後においては、上記「当該契約期間中に予定している業務量に契約単価（この契約締結後、契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価）をかけたものと支払額（業務の既済部分について、その部分につき契約の目的が達成されたと認められるときは、既済部分に相当する請負代金額を含む）のいずれか大きい額」を、「支払済額」とよみかえるものとする。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反した

- ことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令がすべて確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

#### （秘密の保持）

- 第18条** 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、この契約の履行過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

#### （個人情報の遵守）

- 第19条** 発注者及び受注者は個人情報の取扱いに際して、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、受注者は次の各号について善良なる管理者の注意を持って、業務を履行するものとする。
- 一 個人情報の漏洩等の防止策を構築すること。
  - 二 再委託の場合、事前に書面による発注者の承認を受けること。
  - 三 個人情報を目的外に利用しないこと
  - 四 個人情報を第三者に提供・漏えいしないこと。
  - 五 個人情報を複製する場合、事前に書面により発注者の承認を受けること。
  - 六 個人情報の漏えい等が発生又は発生するおそれがあるときは、速やかに発注者に報告すること。
  - 七 業務終了後、貸与した個人情報及び新たに作業中に発生し保存した個人情報は速やかに返却し、複製した場合は速やかに復元できないように消去すること。
  - 八 発注者が必要と認めた場合、発注者は個人情報の管理に関する質問、資料の提出及び関係場所への立入り調査を求めることがある。

九 本条に違反した場合、発注者は本契約を解除できる。

**(契約外の事項)**

**第20条** この契約書に定めない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議し、これを定めるものとする。

**(附則)**

受注者は、総合評価技術等申請書に基づき業務を履行するものとする。

## 別表

種別・規格	単位	数量	契約単価	うち消費税及び 地方消費税
モノクロ印刷	面	1		
カラー印刷	面	1		